

(別記3)

働く職場環境整備支援事業

第1 事業の内容

従業員を雇用する農地所有適格法人等が、働きやすい職場環境づくりのため、新たに従業員用設備を設置する費用の一部を支援する。

第2 用語の定義

別記3において、以下に掲げる用語の意義はそれぞれに定めるところによる。

- (1) 農地所有適格法人等 農業生産を営む経営体をいう。
- (2) 専門家 補助事業者が支援を受けたキャリアコンサルタント、社会保険労務士、民間事業者等の専門家をいう。
- (3) 見える化支援事業 別記2の働く環境見える化支援事業をいう。ただし、専門家の支援を受けて行った、同事業と同等の取組を含むものとする。

第3 補助対象事業

見える化支援事業の実施を通じ、専門家から新たな設置の必要性を認められた以下に掲げる従業員用設備の設置に要する経費（工事費を含む）を補助対象とする。

- (1) トイレ
- (2) シャワー室
- (3) 更衣室
- (4) 休憩室

第4 補助事業者等

補助事業者は以下に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 補助金交付申請時に、見える化支援事業完了年度から翌年度末までの者。
- (2) 見える化支援事業の実施を通じ、専門家から第3に掲げる従業員用設備を新たに設置する必要性を認められた者。

第5 補助金の交付申請等

- 1 補助事業者は、要綱第4条の規定に従い補助金の交付申請を行うものとする。
- 2 本事業の申請に当たっては、見える化支援事業で取り組んだ制度等整備実績書（別添2-3）、導入した制度等の概要票（別添2-4）及び見える化支援事業実施において支援を受けた専門家が作成した、従業員設備の設置に関する意見書（別添3-2）を添付しなければならない。
- 3 補助事業者は、交付決定を受けた事業計画のうち、要綱第6条に掲げる重要な変更については同条の規定に従い補助金の変更交付申請を行うものとする。
- 4 事業の着工は原則として補助金の交付決定後とする。ただし事業の性格、内容等により交付決定前の着工を必要とする場合は、補助金交付申請時に交付決定前着工届（別記様式第2号）を添えて申請した上で着工するものとする。この場合において、補助金の交付が決定されないときは、自力事業とする。

第6 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときは、要綱第7条の規定に従い実績報告を行うものとする。

別添 3-1 事業計画書（実績書）

事業概要

目的・ 必要性等	【事業の目的・必要性】							
	事業の概要	事業内容		内訳		事業費	補助率	市補助金
				別紙見積書のとおり				
施工箇所・実施場所					計			
負担区分	事業費	市補助金	申請者	その他	融資計画	資金を借り入れた場合、その名称	借入額	
	円	円	円	円			円	

別添 3-2 従業員設備の設置に関する意見書

農地所有適格法人等	
	住所
	氏名

上記の農地所有適格法人等において新たに以下の従業員用設備の設置が必要と認められます。		
	☐ トイレ	【設置が必要な理由】
	☐ シャワー室	
	☐ 更衣室	
	☐ 休憩室	
年 月 日 (働く環境見える化支援事業実施において支援を受けた専門家) 住所 氏名 (自著又は捺印)		